

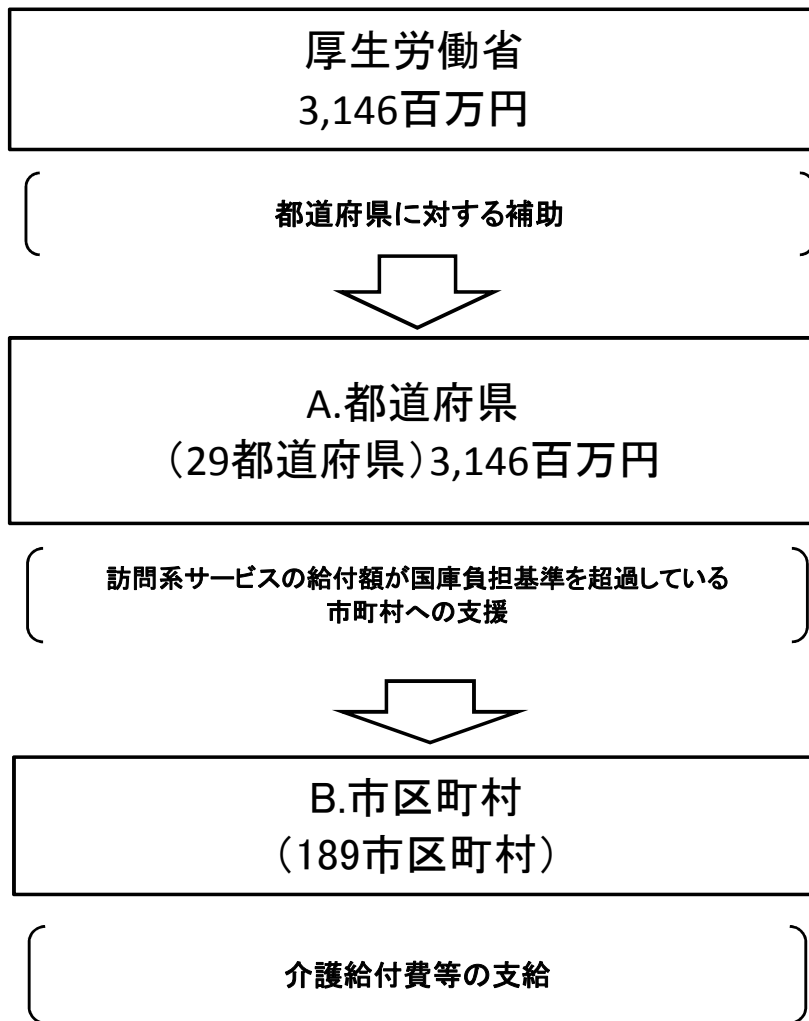
平成27年度行政事業レビューシート(

厚生労働省)

事業名	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業			担当部局庁	障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	平成28年度	担当課室	障害福祉課		田中 佐智子		
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の実施について				
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準額を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び当該事業の対象外となるが、当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	別添のとおり								
実施方法	補助								
予算額・執行額(単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算の状況	当初予算	2,200	2,200	2,200	1,100	1,054		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	1,162	946	-			
	計	2,200	3,362	3,146	1,100	1,054			
	執行額	951	3,316	3,146					
執行率(%)	43%	99%	100%						
定量的な成果目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	国庫負担基準超過額は、市町村の判断による支給決定により決まるものであることから、定量的な成果目標を示すことは出来ない。				国庫負担基準超過額は、市町村の判断による支給決定により決まるものであることから、定性的な成果目標や達成状況を示すことは出来ないが、実績については助成市町村数を指標とする。				
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	財政力の弱い市町村を支援することで、地域生活を送る障害者に必要な支援を行えるようにするため、必要な予算の確実な執行(執行率100%)を目標とする。	予算の執行率(交付決定)	実績	-	951	3,316	3,146		
			目標値	-	2,200	2,200	2,200	1,100	
達成度	%	43%	151%	143%					
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	助成市町村数	活動実績	-	147	212	189			
		当初見込み	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y			単位当たりコスト	円	6,470,354	15,641,406	16,642,884	-
	X:当該事業の執行額 Y:助成市町村数			計算式	X / Y	951,142,000/147	3,315,978,000/212	3,145,505,000/189	-
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	1,100	1,054	事業内容の見直しによるもの。					
	計	1,100	1,054						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	国庫負担基額を超過する市町村への支援については、当事者等からも要望を受けているところであり、ニーズは高いと見られる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	財政力の弱い市町村を支援することで、地域生活を送る障害者に必要な支援を行えるようにするための事業であり、国が実施すべき必要がある。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本事業は、地域生活を送る障害者に必要な支援を行うことを政策目的としており、その達成手段として財政力の弱い市町村を支援する事業であることから、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国の補助率は2分の1となっており、妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	事業費については、支出先である都道府県の事業実施状況等を事業実績報告書により把握し、適正な水準となっており、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	障害の特性や支援の度合いに応じ、必要なサービスについて市町村により支給決定が行われていることから、事業目的のために限定されており、妥当である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	本事業については、当事者等からも強く求められてきた財政支援を具体的に施策として行うものであることから、必要性の高いものであり、市町村の財政力を理由に、重度障害者が地域で生活するために必要な支援を受けられないことがないよう、引き続き本事業による支援を行う必要がある。 なお、平成27年度において、対象市町村や補助額等事業内容を見直したことに伴い、対前年度▲11億円の効率化を図ったところである。			
	改善の方向性	市町村の財政力を理由に、重度障害者が地域で生活するために必要な支援を受けられないことがないよう、引き続き本事業による支援を行い、適切な執行に努めていく。 また、本事業については、平成27年度において、人口規模や補助額等を見直し、小規模市町村に対し、財政支援の重点化を図った。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	引き続き、事業に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	新24-0049
平成25年度	792	平成26年度	786		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	国庫負担基準額を超過した市区町村への財政支援	1,916			
計		1,916	計		0
B.世田谷区			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	介護給付費等	303			
計		303	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	1,916	-	-
2	京都府	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	192	-	-
3	埼玉県	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	134	-	-
4	鳥根県	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	108	-	-
5	大阪府	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	98	-	-
6	三重県	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	78	-	-
7	鳥取県	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	74	-	-
8	北海道	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	74	-	-
9	和歌山県	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	48	-	-
10	鹿児島県	国庫負担基準を超過した市町村への財政支援	45	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	世田谷区	介護給付費等	303	-	-
2	練馬区	介護給付費等	197	-	-
3	港区	介護給付費等	163	-	-
4	府中市	介護給付費等	151	-	-
5	新宿区	介護給付費等	139	-	-
6	立川市	介護給付費等	108	-	-
7	大田区	介護給付費等	87	-	-
8	中野区	介護給付費等	76	-	-
9	国立市	介護給付費等	70	-	-
10	町田市	介護給付費等	67	-	-

別添

事業内容	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業
事業概要	<p>本事業の対象となる国庫負担基準額を超える市町村(指定都市、中核市及び特別区を除く。)の人口規模に応じて、以下の金額の範囲内で財政支援を行う。</p> <p>①人口10万人以上30万人未満の市町村 「当該年度の国庫負担基準額に1/8を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/8を乗じた額」を比較して低い方の額から「当該年度の国庫負担基準額に2/3を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に2/3を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>②人口3万人以上10万未満の市町村 「当該年度の国庫負担基準額に1/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/4を乗じた額」を比較して低い方の額から「当該年度の国庫負担基準額に3/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に3/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>③人口3万人未満の市町村 「当該年度の国庫負担基準超過額」の全額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>補助率: 1/2</p>